

高萩・北茨城広域事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

令和元年10月9日

条例第29号

(趣旨)

第1条 高萩・北茨城広域事務組合議会（次条において「議会」という。）の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分)

第2条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分については、北茨城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北茨城市条例第9号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。